○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市錦町三丁目一一番一から同市祝梅四六一番三まで	A	九・四〇～	五一・〇九メートル	七・七五一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
	B・C			
	前 D・E・F	一一・一〇～四六一・〇〇		七・三七三	
	後 G			
	H			
	A	九・四〇～	五一・〇九	七・七五一	
	B・C			
	後 D・E・F	一一・一〇～四六一・〇〇		七・三七三	
	G・H			

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道天塩郡天塩町字川口一四二〇番一から同町字川口国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一八一林班まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十八号及び二百三十九号	紋別市渚滑町川向八七番二から北海道紋別郡興部町字富丘四九三番地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道紋別郡興部町字富丘四九二番から同町字沙留五八一番一まで	〃
二百七十八号	函館市臼尻町五六一番一から同市豊崎町二〇四番二四まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
三百三十七号	千歳市千代田町七丁目一〇一番二〇から同市末広六丁目一番三まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年三月二十八日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年3月28日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道7号	秋田県大館市櫃崎字出川道上327番から秋田県大館市根下戸新町207番1まで
一般国道112号	山形県鶴岡市宝田二丁目3番37から山形県鶴岡市本田字割田118番1まで
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市大岩川字中川原38番1から山形県鶴岡市山田字小京田223番3まで

2　指定する期日　平成24年4月1日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年3月28日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道7号	秋田県大館市櫃崎字出川道上327番から秋田県大館市根下戸新町207番1まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から岩手県下閉伊郡田野畑村南大芦57番地1まで
一般国道112号	山形県鶴岡市宝田二丁目3番37から山形県鶴岡市本田字割田118番1まで
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市大岩川字中川原38番1から山形県鶴岡市山田字小京田223番3まで

2　指定する期日　平成24年4月1日